



すみりんニュース No.59

編集・発行 公益財団法人住吉隣保事業推進協会
編集発行人 理事長 友永 健三

公益財団法人住吉隣保事業推進協会 〒558-0054 大阪市住吉区帝塚山東5-6-15
TEL(06)6674-3732 FAX(06)6674-3700 <http://www.sumiyoshi.or.jp/>

【この号の内容】

- 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座1月例会・・・1-7
「大災害！そのときどんな支援が必要か～被災地での支援活動に学ぶ～」
- 住吉隣保事業推進協会のうごき
3月理事会・定時評議員会を開催・・・7
2018年度「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座記念講演の案内・・・7
「日本の現状と基礎教育保障の重要性」 講師：前川喜平
賛助会員を募集しています！／ご寄付のお願い・・・8

去る1月20日（土）「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座1月例会を行い、19名の参加がありました。

今回の連続講座では、「大災害！そのときどんな支援が必要か～被災地での支援活動に学ぶ～」と題して、NPO法人み・らいずの榎谷礼路さん、若松周平さんを講師に招き、ご講演いただきました。今回のすみりんニュースNo.59では、その講座内容をお伝えします。皆様の活動のお役に立てていただければ幸いです。（事務局）

■ 「人権のまちづくりを考える」すみよし連続講座

「大災害！そのときどんな支援が必要か～被災地での支援活動に学ぶ～」

（1）はじめに

今日は、大災害のとき、とくに障害のある方にとって、どんな支援が必要になるのかということについて、体験を報告する形で一緒に考えてみたいと思います。

はじめに、私たちNPO法人み・らいずについて、少し紹介させていただきます。

NPO法人み・らいずの歴史は、1998年「さあくる家」という有償ボランティアサーク

ルから始まりました。ここ住吉地域では、オガリ作業所をはじめ多くの方々とかわり、たくさんの方のことを学びました。このことは活動の原点となっています。

み・らいずは2001年にNPOとして設立しました。

「だれもが、自分らしく地域で暮らせる社会」「支援を必要としている人に、支援を届け、必要な支援をつくり続けること」をビジョンとしています。

活動内容は、障害者支援事業として外出支援、生活支援、集団療育、就労支援、相談支援を行い、子ども若者支援事業として学習支援、居場所支援、中退予防、総合相談・就労支援などがあります。



団体概要

名称： 特定非営利活動法人 み・らいず

本部： 大阪市住之江区南加賀屋 4-4-19

TEL / 050-5840-3113 (法人部)

E-mail / me-rise@me-rise.com

設立： 2001年4月 (同年10月認証)

代表理事： 河内崇典

職員： 184名 (うち正規35名、有期専門10名)

事業規模： 3億円 ※2017年度

事業所： すみのえ事務所 (大阪市住之江区)、なかもず事務所 (大阪府堺市)、たかつき事務所 (大阪府高槻市)、からすま事務所 (京都府京都市)

ほか 受託事業 3か

(大阪市・堺市)

株式会社 YEVIS (兵庫県西宮市)、NPO 法人 edge、(一社) FACE to FUKUSHI、(一社) Collective for Children

(2) み・らいずの災害支援

1995年阪神大震災が起こったとき、学生であった現在のメンバーは、ほとんど支援活動にかかわることができませんでした。



NPO設立から10年たった2011年に東日本大震災が起き、6日目に「被災者をNPOとつないで支える合同プロジェクト」(略称「つなプロ」)の先遣隊として現地入りしました。これは、避難所でこれ以上の死者、状況悪化者を出さない、そのために、避難所での課題・困りごとを「発見」し、専門NPO・限定物資・疎開先などと「つなぐ」ことを行なうことを目的としていましたが、ここで被災直後の混乱を目の当たりにすることになります。

現地での活動としては、小学生から高校生までの居場所「ほっとスペース石巻」を拠点としました。(2011年5月～2014年8月)

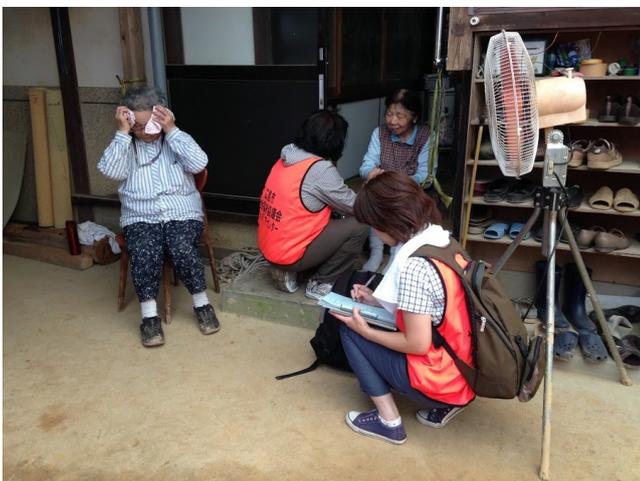
避難所生活により、子どもたちの居場所(安心して遊べる、勉強できる場所)が失われていました。子どもたちが安心して過ごせる場所を提供するために、大学生のボランティアとも協力し、居場所を運営しました。学校再開後は、居場所のニーズも少なくなり、2012年度からは、中高生の不登校の子どもを対象を絞りました。

また、発災後小学生や中学生に対する支援はありましたが、心のケアや高校生が活躍する場を作るなど、高校生に対する支援も必要である

と感じました。そこで、高校生が活躍し、まちを元気にしていく場を提供していくとの思いで、高校生が0からカフェを作り、運営していくキャリア教育の場を実施したのが、いしのまきカフェ「 」（かぎかっこ）です。（2012年6月～）



東日本大震災では、原発事故もあって県外避難される方も多くありましたが、震災による課題は、被災地だけでなく、県外避難先でも起こっていて、転校による食事の問題や文化の違い、言葉の違いにより、不登校になる子どもたちもいて、子どもたちが生きづらさを感じていることが問題となりました。



県外避難中の子どもたちの相談支援事業を公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンとの協働で実施しました。県外避難している子どもたちの課題を解決するために、保護者等からの相談受付、子どものフリースペースの開設、支援者向け研修会を実施、専門家のネットワークの形成などです。（2011年12月～）

広域避難中の子どもたちのための電話による個別相談、支援者向け研修会を継続的に実施しまし

た。（福祉医療機構助成事業2013年4月～2014年3月）

そのほかにも、堺市への広域避難者を対象に、自宅訪問サポート、相談窓口の開設（堺区・南区）、避難者交流会、イベントの実施、里帰りバスの運行、支援者向け研修会を実施。

（堺市委託事業2014年3月～）また、大阪府内の福島県からの自主避難者の方々を対象に、相談窓口の設置、ニュースレターの発行、支援情報説明会も実施しています。（復興庁委託事業2014年6月～）

2014年8月20日に起きた広島大規模土砂災害では、避難所や地域でスペシャルニーズを調査し、課題を解決するため、地元NPO等を支えていくプロジェクト（スペシャルサポートプロジェクトひろしま）を開始。み・らいずは8月23日から現地に職員を先遣隊として派遣。現在も現地に滞在し、アセスメントや支援の組み立てのサポートを実施しています。

具体的には、在宅避難者を個別訪問し必要な支援につなぐ取り組み、全壊した作業所の復旧支援のために福祉専門職を派遣、子ども向けイベントの運営補助、さらに心理・保育専門職を派遣しています。

関東北部豪雨土砂災害では、在宅避難者（高齢者）を個別訪問し、必要な支援につなぐ取り組みをおこなうとともに、地域で要配慮者支援を行うための福祉専門職協議会を立ち上げました。

NHKニュースウォッチ9（2016年5月10日放送分：み・らいず榎谷さん・若松さんの熊本県御船町での活動を紹介） 番組録画を上映



(3) 熊本地震での活動(2016年4月～)

ただいまご覧いただいた映像は、発災後1か月近くたった時期のもので、み・らいずは発災直後から現地入りし、熊本県御船町で、地元社会福祉協議会とともに在宅避難者(障害者)の個別訪問に取り組みました。

全訪問件数は716件で、うち要援護者台帳登録者が683件、そのほかに民生委員・役場



から状況を確認してほしいとの依頼を受けたケースが33件ありました。結果、安否確認し必要な対応の完了したものが497件、避難指示地域等で訪問できなかったものが26件、不在や転居等で所在が分からなかったものが48件、その後経過観察とし再訪問が必要なケースが56件でした。

熊本地震では、福祉避難所は制度としてはあっても、各施設は地震直後から一般の避難者であふれており、福祉避難所としては実質的に機能しなかったことが知られています。み・らいずでは、福祉専門職をこうした施設に派遣して応援する活動を行いました。

発生日	災害名	死者・行方不明者数				災害(震災)関連死の割合(C/(A+B+C))	統計日
		直接死(A)	行方不明(B)	関連死(C)	合計		
1995年1月17日	阪神・淡路大震災 (兵庫県内分)	5,483	3	919	6,405	14.3%	2005年12月22日 ^{[26][27][注2]}
2004年10月23日	新潟県中越地震	16	0	52	68	76.5%	2009年10月21日 ^[4]
2007年7月16日	新潟県中越沖地震	11	0	4	15	26.7%	2009年7月16日 ^[28]
2011年3月11日	東日本大震災	15,893	2,553	3,523	21,969	16.0%	2017年3月10日 ^[29]
2011年9月	紀伊半島大水害 (紀伊半島3県計)	66	16	6	88	6.8%	2014年12月26日 ^[31]
2014年8月20日	広島土砂災害	74	0	3	77	3.9%	2016年6月22日 ^[32]
2016年4月14日	熊本地震	50	0	175	230 ^[注4]	76.0%	2016年8月15日 ^[33] 2017年5月26日 ^[34] ⁹

(4) み・らいずのミッション（使命）：災害時の人の命と暮らしを守り災害関連死をなくすこと

さまざまな災害での支援活動を通じて明らかになってきた、災害におけるみ・らいずの使命は「災害時の人の命と暮らしを守り災害関連死をなくすこと」です。

災害関連死とは、災害による火災・水難・家屋の倒壊など災害の直接的な被害による死ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などによって、病気にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡することで、地震の場合は震災関連死ともいいます。災害で助かった命も、その

あとの生活が原因で、命を落としてしまうこと

をいかに防ぐかということが重要です。死者のうちで災害関連死の割合の多いのが熊本地震の特徴でした。

災害関連死が起きるのは、生活環境が良いとは言えない避難所、長引く避難生活でのストレス、その結果起こる生活不活発病やエコノミークラス症候群が背景にあります。ニュースのインタビューでもあったように、避難所での生活に困難のある人は倒壊の危険のある家での生活や車中泊を余儀なくされる、しかし在宅避難者は十分な支援が得られないのです。

こうした中、み・らいずは、在宅で暮らさざるをえず自宅で避難している方を訪問し、状況をヒアリング。特に、要配慮者と言われる高齢者や障害者を中心に訪問し、早急に支援が必要な方は専門職につなぎ、見守りが必要な場合は民生委員や区長、社協につなぐ活動を行いました。



(5) 災害時における障害児者の避難を考える

災害時に障害児者が暮らす場所として考えられるのは、避難所（一時避難所、一時避難所の福祉スペース、福祉避難所）か福祉施設（入所施設、緊急的に寝泊まりOKにした通所施設）、そして在宅（安全な住宅、危険な住宅）かということになります。



避難所について考えますと、発災直後は、我先に避難することでごった返します。避難所の生活ルールもないようなもので、障害児者に配慮した避難所が開設されるのは、発災後しばらくしてからになります。結果、避難所の環境は良いとはいえず、福祉避難所も多くの一般避難者が避難しているので機能しません。ごった返す発災直後の写真（左）もそうですが、1～2か月たって多少の空間の区画ができて、生活するにはストレスも多いのです。



福祉施設がどうかというと、災害時、福祉施設に対して支援が必要との社会全体の認識が薄

く、それでも障害児者の暮らしを守らないといけないわけです。

福祉施設は日ごろから地域とつながりがあるがゆえに、被災直後から一般被災者とその車であふれかえりましたが、施設は避難所にはなっていないので、公的な支援は来ません。障害児者の暮らしがあるため、自分自身も被災しているにもかかわらず職員は休めないし、避難所に指定されている施設は、一般避難者も受け入れて職員が避難所運営にとられ、ますます疲弊していく実態がありました。学校、保育所、福祉施設が本来の機能を停止した中では、社会的に悪循環を抜け出せない。外部の力を活用して、いかに早くこれらの機能を回復できるかが重要です。

福祉施設に対する支援の必要性については徐々に認識されつつあり、都道府県域災害時福祉支援チーム（DWAT,DCAT）の体制構築支援など、医療のみならず、福祉の分野での専門職派遣が公的な仕組みになりつつあります。

また、社会福祉事業者に対する（社会福祉）事業継続計画の策定、日常の行動に対する支援、さらに日常の福祉の活動として、「支援」とのリンクが重要だと思えます。

大阪でも大阪府社会福祉協議会（社会福祉法人経営者協議会）等との協働が行われています。

写真で緑のピブスを着用しているのは奈良からのスタッフ。一定期間、外部からの力をうまく活用することも重要。



こうした避難所での生活（共同生活）が困難な障害児者が、危険な在宅での生活を余儀なくされ、在宅避難者という避難者もいます。しかし、在宅1軒1軒には支援が届かないし、支援が必要という声も挙げにくい実態がありました。NHKの番組の中でも、トイレが近いため周囲に気兼ねする事例や、障害のある家族がいて突然大声を出したりすることがあり迷惑をかけるからと車中泊したが身体的につらいので家に帰った事例が報じられていました。

（6）活動から見えてきた現状

避難所については、法的根拠もあって比較的整備されてきました。したがって避難所中心の支援活動、施策（人、モノ、カネ、ジョウホウ）が想定されています。

一方で、在宅（初期は特に車中泊）で避難生活を送らざるをえない現状があり、みんながたいへんな中で、避難所になじめないことが「ゼいたく」と映ったりします。こうした背景には、さらに「孤立」を深める日常の関係性があり、困っていてもなかなか手を上げられなかったり、「助けて」といえる関係が日常的にないことがあります。

さらに、遠いところに避難せざるを得ない被災者も多くいる現実の中で、復興に向けて変化する地域コミュニティの姿を描いていく必要があります。



(7) さいごに

以上、一連の災害において、さまざまな支援活動を行う中で体験したこと、今後とりくまなければならない課題を述べさせていただきました。

大きな災害が起こったとき、だれもがたいへんな状況にあるわけですが、さまざまな困難を抱えた人たちが「助けて」といえる関係、それが決してぜいたくではなく必要な配慮と認識され、復興に向けた一步を踏み出せるような取り組みが必要です。

私たちの活動の原点ともいえる住吉の地で、こうしたお話の機会をいただいたことに感謝し、報告とさせていただきます。

■ 住吉隣保事業推進協会のうごき

3月理事会・定時評議員会を開催

2018年3月3日(土)午前10時/3月理事会、3月18日(日)午前10時/定時評議員会が、それぞれ開催されました。今回の理事会、評議員会においては、主に2018年度事業計画、予算について討議がなされました。住吉隣保事業推進協会にとり、2018年度は住吉隣保事業推進センター開設3年目を迎える節目の事業年度にあたります。民営隣保館という全国でも他にほとんど例をみないこれまでの取り組みをさらに充実させ、持続可能なものにする目標のもと、事業計画が検討され、それぞれ承認されました。

2018年度「人権のまちづくりを考える」
すみよし連続講座記念講演の案内「日本の現状と基礎教育保障の重要性」
講師：前川喜平さん

「教育機会確保法（義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律）」が、2016年12月7日に成立し、14日に公布されました。この法律は、日本国憲法にある学習権の保障を具体化したものと言えます。今回の記念講演では、その成立に深く関わった元文部科学省事務次官の前川喜平さんを講師にお招きし、「日本の現状と基礎教育保障の重要性」をテーマにご講演いただきます。

日時：2018年4月21日(土)午後2時～午後4時

場所：住吉住宅集会所

講師：前川喜平さん（元文部科学省事務次官）

参加費：500円

申込・問合せ：

(公財)住吉隣保事業推進協会 (06-6674-3732)

ご寄付のお願い

当法人では、総合生活相談（無料法律相談を含む）、自主学習支援事業、就労支援事業、居場所・食育事業、識字・日本語教室支援、公益貸室事業、図書事業、人権教育推進事業などを公益目的事業として実施しています。具体的には、支援を要する方々の身近な相談場所として、学習支援の場所として、また地域の誰にも開かれたの交流の場所・居場所として、人権啓発の研修、講座、人権のまちづくりの拠点としての様々な事業を実施しており、これらは皆様のご寄付によって支えられています。（ご寄付は、個人からだけでなく団体からも受け付けております。）

いただきましたご寄付は、法人で実施するこれらの公益目的事業の経費、住吉隣保事業推進センターの維持管理に使わせていただきます（本年度目標額：350万円）。私たちの取り組みにご理解とご協力をぜひお願いいたします。

公益法人に対してご寄付された方は、税制上の優遇措置を受けられます。寄付額に応じて、個人又は法人の所得から一定額が控除されます（詳しくは事務局までご相談ください）

【ご寄付の方法】

下記、口座にて銀行振込によるご寄付を受け付けています。直接事務局へのご持参いただいても結構です。

振込先口座①

みずほ銀行 住吉支店（店番号：471）

普通口座（口座番号：1606068）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

振込先口座②

大阪信用金庫 住吉支店（店番号 041）

普通口座（口座番号 0115047）

口座名義 公益財団法人住吉隣保事業推進協会

住吉隣保事業推進センター（大阪市住吉区帝塚山東5-6-15 電話06-6674-3732）

*ご寄付いただく際には、寄付申込書に必要事項をご記入頂く必要があります。

賛助会員を募集しています！

住吉隣保事業推進協会は、法人の事業活動を後援する賛助会員を募集しています。

〈年会費〉

個人：3,000円

団体：10,000円

加入していただければ、当法人の活動をまとめた機関紙「すみりんニュース」をお送りします。また、当法人が主催する指定講座に参加費半額免除でご参加いただけます。

【申し込み方法】

所定の申込用紙に必要事項をご記入の上、年会費と一緒に、当法人にご提出ください。

■公益財団法人住吉隣保事業推進協会
ホームページアドレス

<http://sumiyoshi.or.jp>

*「すみりんニュース」は、2カ月に1回、奇数月に発行致します

